平成26年4月1日現在

	平成26年4月1日現在
1. 商品名	・新潟しんきんフラット35
2. ご利用いただける方	・お申込時70才未満の方で最終返済時の年令が80才未満の方 ・安定した収入がある方 ・日本国籍の方又は永住許可等を受けている方 ・総返済負担率が基準を満たしている方 ・建設・購入される住宅が住宅金融支援機構の定める技術基準に適合し、検 査機関の「適合証明書」の交付が受けられる方
3. お使いみち	<ul><li>・住宅の新築資金</li><li>・建売住宅の購入資金</li><li>・中古住宅の購入資金</li></ul>
4. ご融資限度額	・100万円以上8,000万円以下(但し、建設費又は購入価格の100% が限度となります)
5. ご利用期間	・15年以上35年以内(但し、申込ご本人が60歳以上の場合は10年以上です)
6. ご融資利率	・固定金利(融資実行時の金利が適用されます)
7. ご返済方法	・元利均等返済又は元金均等返済 ・ボーナス併用返済も可能です、ご融資額の40%以内です
8. 担保・保証人	・取得される土地、建物に住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵 当権を設定させていただきます ・保証人は不要です
9. 手数料	・融資手数料として33,000円(消費税込)をいただきます・物件検査手数料が検査機関に必要となります
・火災保険	・長期火災保険に加入していただきます
• 団体信用生命保険	・団体信用生命保険又は三大疾病付団体信用生命保険をご利用いただけます 一般団信の場合(特約料1,000万円で1年目35,800円 年払い) 三大疾病付団信の場合(特約料1,000万円で1年目54,700円 年払い)
10. ご用意いただく もの	<ul><li>・公的機関発行の所得証明書(2年分)</li><li>・売買契約書または工事請負契約書</li><li>・土地、建物の登記簿謄本</li><li>上記以外の書類を準備していただく場合もございます</li></ul>
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時~17時、電話:025-222-3111)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)若しくは関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご

## 平成26年4月1日現在

	利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な 地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システ ム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該 地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一 もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室 もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
12. その他	<ul><li>・本商品は融資実行と同時に住宅金融支援機構に譲渡されますが、融資後の 管理回収業務は当金庫が行います</li><li>・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問 い合わせ下さい</li></ul>